

●規程改正の概要

要 旨	<p>山梨県の特別職及び一般職に係る給料の減額措置に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程」及び「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。</p>																																
内 容	<p>1 地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程の一部改正（規程第号）</p> <p style="margin-left: 20px;">減額率の改定</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">現行 (H22. 4. 1～ H23. 9. 30)</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">新たな減額率 (H23. 10. 1～ H27. 3. 31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">理事長</td> <td style="text-align: center;">12%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副理事長</td> <td style="text-align: center;">9%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理事</td> <td style="text-align: center;">9%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第号）</p> <p style="margin-left: 20px;">減額率の改定</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">現行 (H22. 4. 1～ H23. 9. 30)</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">新たな減額率 (H23. 10. 1～ H27. 3. 31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理職手当受給者 (一種)</td> <td style="text-align: center;">6%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理職手当受給者 (一種を除く者)</td> <td style="text-align: center;">4%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外 (管理職手当未受給者)</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">0%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行 (H22. 4. 1～ H23. 9. 30)		新たな減額率 (H23. 10. 1～ H27. 3. 31)	理事長	12%	→	10%	副理事長	9%	→	7%	理事	9%	→	7%	区分	現行 (H22. 4. 1～ H23. 9. 30)		新たな減額率 (H23. 10. 1～ H27. 3. 31)	管理職手当受給者 (一種)	6%	→	4%	管理職手当受給者 (一種を除く者)	4%	→	3%	上記以外 (管理職手当未受給者)	2%	→	0%
区分	現行 (H22. 4. 1～ H23. 9. 30)		新たな減額率 (H23. 10. 1～ H27. 3. 31)																														
理事長	12%	→	10%																														
副理事長	9%	→	7%																														
理事	9%	→	7%																														
区分	現行 (H22. 4. 1～ H23. 9. 30)		新たな減額率 (H23. 10. 1～ H27. 3. 31)																														
管理職手当受給者 (一種)	6%	→	4%																														
管理職手当受給者 (一種を除く者)	4%	→	3%																														
上記以外 (管理職手当未受給者)	2%	→	0%																														
施行期日	平成23年10月1日から施行する。																																

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第2条 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間に係る理事長等の基本給の月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長にあっては、その100分の10、副理事長、理事にあっては、その100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、賞与の額の算出の基礎となる基本給の月額は、減額しないものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>第2条 理事長等の基本給の額は、平成22年4月1日から平成23年9月30日までの間において、理事長にあっては、その100分の12、副理事長、理事にあっては、その100分の9に相当する額を減じた額とする。ただし、賞与の額の算出の基礎となる基本給の月額は、減額しないものとする。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程新旧対照表

		旧
新	旧	
附 則	附 則	
<p>第4条 <u>平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間に係る第6条に定める給料表の適用を受ける職員</u>の給料の月額については、第7条第2項、第22条から第26条の規定にかかわらず、これらの規定により支給すべき額から、当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額を支給する。</p> <p>一 管理職手当の支給を受ける者のうち理事長が定める者 <u>100分の4</u></p> <p>二 管理職手当の支給を受ける者のうち第一号に掲げる者以外の者 <u>100分の3</u></p> <p>2 給料の調整額及び手当の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>第4条 <u>この規程の施行の日から平成23年9月30日までの間に係る第6条に定める給料表の適用を受ける職員</u>の給料の月額については、第7条第2項、第22条から第26条の規定にかかわらず、これらの規定により支給すべき額から、当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額を支給する。</p> <p>一 管理職手当の支給を受ける者のうち理事長が定める者 <u>100分の6</u></p> <p>二 管理職手当の支給を受ける者のうち第一号に掲げる者以外の者 <u>100分の4</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げる者以外の者</u> <u>100分の2</u></p> <p>2 給料の調整額及び手当の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。</p>	